

公 示 送 達 書

公 告

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により告示します。

この書類は、当所において保管しておりますから送達を受けるべき者の申し出があればいつでも交付します。

令和8年 7月28日

和歌山県紀の川市長 岸本 健



記

送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名、名称	備 考
差押調書(謄本)	中本 懂	
配当計算書	中本 懂	

保管場所 : 総務部収納対策課